

鷺沼水力発電共同事業プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 鷺沼水力発電共同事業の事業者を選定するに当たり、公平かつ適正な審査及び選考を行うことを目的に、鷺沼水力発電共同事業プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を行う。

- (1) 川崎市上下水道局鷺沼水力発電共同事業に関する公募型プロポーザル方式事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第3条第6号に規定する要件について定めること。
- (2) 提案の採否の審査及び評価に関すること（提案書等のヒアリング、審査及び評価）。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、水道部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、水管理センター所長をもって充てる。
- 4 委員は、水道管理課長、水管理センターの水道施設管理担当の担当課長、水管理センターの施設維持担当の担当課長、水運用センター所長及び水道計画課長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 評価委員会の委員となった者及び関係する職員は、評価委員会の構成、評価基準等、評価委員会で知り得た情報等を外部に漏らしてはならない。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できない場合は、副委員長がその職務を代行する。

3 会議の開催に代えて、各委員への持ち回りや、電子決裁により審議することができる。

(報告)

第5条 委員長は、会議の結果を、必要に応じて上下水道事業管理者に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、事務取扱要綱第10条第1項の規定により受注適格者を特定した日にその効力を失う。